

## 質問書回答

2017年 7月 31日

「ベトナム国 SDG 指標 6.3.1 モニタリング手法構築に係る情報収集・確認調査」  
(案件番号:170473 公示日:2017年 7月 19日)について、質問の回答は以下のとおりです。

| 通番 | 当該頁項目                                  | 質問   | 回答  |
|----|--|--|---|
| 1  | p.17、12行目<br>(実態調査)                    | 「MONRE 及び省天然資源環境局 (DONRE) の協力を得ながら」とありますが、具体的にはどのような協力を想定されていますでしょうか？  | 事業所の選定に必要な情報提供やアドバイス等を想定しています。  |
| 2  | p.17、21行目<br>(実態調査) イ                  | 「これらの事業系排水の情報の状況を確認し、収集することが困難な状況があれば課題として取りまとめる。」とありますが、どのような状況が想定されますでしょうか？  | 既存の資料では必要な情報が得られない、法律等で必要な情報の整備が規定されているが予算や組織の体制等の理由で必ずしも整備されていない、複数の資料を照合しなければ必要情報が読み取れないなど、6.3.1 指標の算出が容易でない状況を想定しています。 |
| 3  | p.19、12行目<br>(1)報告書等 アイ<br>インセプションレポート | インセプションレポートの提出時期が 2017年 10月との記載がありますが、p.20の業務工程計画では、WPの提出として、9月上旬とされています。インセプションレポートの提出時期としては、2017年 9月と考えて宜しいでしょうか？        | WP(ワークプラン)は9月に、インセプション・レポートを2017年10月にご提出をお願いします。  |
| 4  | P.19<br>7. 成果品等                        | インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートの提出部数が和文・英文それぞれ1部となっています。<br>これらの報告書の提出部数が1部のみとなっている理由は、JICA への調査計画・進捗説明を目的にしている、ベト | 説明・協議は TWG(テクニカル・ワーキング・グループ)の席上で行うことを想定しています。<br>事前に電子配布のうえ、当日の席上配布を想定します。報告書として提出いただくのは各一部なのですが、TWG でのコピー配布をお願いします。      |

| 通<br>番 | 当該頁項目 | 質問  | 回答  |
|--------|-------|---|---|
|        |       | ナム政府側に配布して説明・協議する計画がないため、と理解してよろしいでしょうか。  | す。想定出席者数は最大 20 名です。また、業務指示書には記載しておりませんでした。ベトナム語版の作成も追加願います。   |
| 5      | P19   | (1) インセプション・レポートについて<br>業務指示書「7. 成果品等 (1) 報告書等」で、インセプション・レポートを 2017 年 10 月提出としてご指示いただいております一方、「7. 成果品等 (2) 報告書の仕様 第 3 業務実施上の条件 1. 業務工程計画」の表では、成果品提出の欄で、9 月上旬頃に WP (ワークプランと理解します) の提出をご指示いただいております。業務当初の成果品がどちら となりますかご教示願います。 | WP (ワークプラン) は 9 月に、インセプション・レポートを 2017 年 10 月にご提出願います。   |
| 6      | -     | 調査団の作業場所として使用できるオフィススペースは調査団で借り上げるとの理解でよいでしょうか。   | オフィススペースが必要な場合は、調査団で借上げをお願いします。   |
| 7      | P17   | 事業系排水実態調査の対象地域について<br>業務指示書「6. 業務の内容 (2) 排水に関する現状調査【Part B 事業系排水】(実態調査)」に関し、p.17 で対象地域を「ハノイ市及び周辺の省から 2 地域 (1 市 1 省、計 2 地域) を対象に」とご指示いただいておりますが、これは、ハノイ市のほかに 1 市 1 省を選定する (ハノイ市を加えると合計 3 地域) との理解でよいでしょうか。                     | ハノイ市周辺の省を対象地域として広く考えていただき、その中から合計 2 地域 (市部はハノイ市とは限らない) を選定していただくことを想定しています。但し、対象地域の決定は TWG (テクニカル・ワーキング・グループ) での協議を経ることになります。 |
|        |       |   |   |

以上